

独立監査人の監査報告書

令和7年6月3日

社会福祉法人愛護会

理事長 及 川 紀美子 様

北 光 監 査 法 人

岩手県盛岡市

代 表 社 員

業務執行社員

公認会計士

北根 洋介

<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人愛護会の令和6年4月1日から令和7年3月31日まで第60期会計年度の計算関係書類(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ(1)に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。)の項目をいう。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支、及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重

要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第 45 条の 19 第 2 項及び社会福祉法施行規則第 2 条の 22 の規定に基づき、社会福祉法人愛護会の令和 7 年 3 月 31 日現在の第 60 期会計年度の財産目録(社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査実施概要及び監査結果の説明書

令和7年6月3日

社会福祉法人 愛護会
理事会 御中
監事 御中

北光監査法人
代表社員 公認会計士 岩根 洋介
業務執行社員

当監査法人は、社会福祉法人愛護会の第60期事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。）、財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。）について監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

記

1. 監査の目的・範囲

社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づく、計算書類及びその附属明細書（以下、「計算書類等」）の監査

社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づく、財産目録の監査

2. 監査人の責任及び監査人の独立性

当監査法人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにあります。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行いました。

監査人の独立性については、貴社の監査業務に関連して独立性についての職業倫理に関する規程を順守し、阻害要因を除去するか又はその重要性の程度を許容可能な水準まで軽減するセーフガードを適用しました。また、品質管理につきましては、法人規程「品質管理に関する方針及び手続に関する規程」に定める内容に従っております。

3. 監査の意見

無限定適正意見を表明します。

4. 監査結果の概要

(1) 監査の方法

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠してリスク・アプローチに基づく監査を実施しました。その結果、当監査法人は、自己の意見を形成するに足る合理的な基礎を得るための十分かつ適切な監査証拠を入手しております。

当期の重点項目、主要な監査手続及びその手続結果は以下の通りです。

① 当期の重点項目及び手続結果

重点項目	手続内容及び結果
(1) 保険事業収入に関する取引および勘定残高	・業務プロセスの理解を行ったうえで、内部統制の評価を行っております。 ・内部統制の評価の結果に基づいて実証手続を実施しております。 ・会計に計上されない「入所者預り金」についてはその管理事務を理解した上で、管理状況を評価しております。 ・重要な検出事項はございません。
(2) 通例ではない重要な取引 ・施設の建築、移転による国庫補助金に関わる取引 ・業者選定に係る適切性、固定資産および国庫補助金の会計処理の妥当性	・契約締結や発注についての評議員への報告、理事会の決議の適切性に関して質問や議事録の閲覧、業者からの証憑、契約書の閲覧、および規程との適合性を確認しております。 ・固定資産取引の業務プロセスの理解を行ったうえで、内部統制の評価を行っております。 ・期中の取引については、内部統制の評価結果に基づいて実証手続を実施、国庫補助金に関わる会計処理については、主に期末に開示の妥当性を含め、実証手続を行っております。 ・業者選定に関わる手続の適切性の評価は、当期は該当する重要な取引がありませんでした。

(※) (2) につきましては、特に検討を要する項目として監査を実施しております。

② その他の手続結果

監査計画概要書に示した項目を中心に手続を実施しました。

計算書類等の開示の妥当性を含め、重要な検出事項はございません。

③ コミュニケーションの状況

理事長と監査計画時および監査の最終段階において、また、監事と監査の最終段階においてコミュニケーションを実施しております。

また、往査の都度、財務経理担当者と期中処理等に関するコミュニケーションを行っております。

④ 未訂正の虚偽表示

監査の過程で発見された重要な虚偽表示で、未訂正のものはございません。

(2) 監査チーム体制

職責	氏名	資格等
代表社員 業務執行責任者	岩根 洋介	公認会計士・税理士・認定コンプライアンスオフィサー
代表社員 監査補助者	柏木 一男	公認会計士・税理士
監査補助者	渡部 明	公認会計士
監査補助者	佐藤 智之	公認会計士
監査補助者	松田 悠登	公認会計士協会準会員
監査補助者	上村 龍	
監査補助者	阿部 敬良	
監査補助者	藤村 素子	

(3) 監査時間

人員	貴法人での作業日数	弊法人事務所での作業日数
監査責任者・審査担当者	12 日	10 日
監査補助者	38 日	—
合計	50 日	10 日
(参考：前期合計)	51 日	10 日

(4) その他

記載すべき事項はございません。

以 上